

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

該当事項はありません。

(2) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

・会計処理基準に関する事項の変更

① 四半期財務諸表に関する会計基準及び適用指針の適用

当連結会計年度より、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 12 号 平成 19 年 3 月 14 日）及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 14 号 平成 19 年 3 月 14 日）を適用しております。また、「四半期連結財務諸表規則」に従い四半期連結財務諸表を作成しております。

② 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

第 1 四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 18 号 平成 18 年 5 月 17 日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

上記実務対応報告の適用に伴う、当第 2 四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

この変更によるセグメント情報に与える影響は、30 ページ「5. 四半期連結財務諸表（5）セグメント情報」に記載しております。

当社グループの海外連結子会社においては、2005 年度の英国の Fujitsu Services Holdings PLC（その連結子会社を含む）を始め、オーストラリア、シンガポールの子会社等で国際財務報告基準（以下、I F R S）を適用済でしたが、第 1 四半期連結会計期間より全ての海外子会社に適用いたしました。第 1 四半期連結会計期間より新たに I F R S を適用した海外子会社においては、会計処理基準の変更に伴い過年度に遡って会計処理が変更され、当連結会計年度の期首の利益剰余金が 1,585 百万円減少しております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更

従来、当社グループの主力事業である受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益の計上基準については進行基準を適用しておりましたが、請負工事に係る収益の計上基準については工事完成基準を適用しておりました。「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第 15 号 平成 19 年 12 月 27 日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 18 号 平成 19 年 12 月 27 日）が平成 21 年 4 月 1 日より前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、第 1 四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を早期適用し、当第 2 四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約につき工事進行基準を適用しております。

上記会計基準及び適用指針の適用に伴う、当第 2 四半期連結累計期間の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

この変更によるセグメント情報に与える影響は、30 ページ「5. 四半期連結財務諸表（5）セグメント情報」に記載しております。

また、採算性の悪化が顕在化した受注制作のソフトウェアに関わる将来の損失見込額を「工事契約等損失引当金」に含めて当連結会計年度より表示しております。なお、前連結会計年度においては、当該損失見込額（6,135 百万円）を主に「流動負債その他」及び「支払手形及び買掛金」に含めて表示しております。